

### 3. バルク貯槽告示検査対応

#### (1) 工事計画及び実施

工事実施に際しては、  
○作業計画の策定  
○作業責任者の選定  
○責任者による作業中の監督  
が必要になります。

①仮設供給設備設置工事

②既設バルク貯槽引上げ工事

③既設バルク貯槽移動対応

④残ガス回収対応

⑤新設バルク貯槽据付工事

#### (2) 工事後の対応

①既設バルク貯槽くず化处理

②特定設備検査合格証の返納

今日まで既設バルク貯槽を現地で検査することも検討されてきましたが、ガス処理時の火気管理や臭気対応など、実施には課題が山積しています。

これを考慮すると、告示検査を受ける場合、新品交換する場合又はシリンダー供給に変更する場合の何れのケースでも、一旦既設バルク貯槽を引き上げる必要があり、上記①～④の対応を行う必要があります。

## 3. バルク貯槽告示検査対応

### (1) 工事形態・仕様の決定

#### ① 仮設供給設備設置工事

- 特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例  
液石法施行規則第21条（特定供給設備）第2項

貯蔵能力が1000kg未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合は、貯蔵能力ではなく現に貯蔵している量で換算する。

例えば、985kgバルク貯槽で残量50%ならば、

$$985\text{kg} \times 0.5 = 493\text{kg}$$

よって、985kgバルク貯槽であっても50kg容器10本まで仮設可能

但し、**表示及びカップリング封印の処置必要。**

- ② 液化石油ガス工事における貯蔵能力の特例も同様  
液石法施行規則第87条（特定液化石油ガス工事）第2項
- ③ 300kg以上の届出も平成28年3月1日に消防庁からQ&Aで可能に
- ④ 消費調整を行わず新たに貯蔵設備を連結も合算しない

## 4. バルク貯槽告示検査対応

---

### (2) 工事後の対応

#### ① 特定設備検査合格証の返納

#### ② 既設バルク貯槽くず化处理

工事を行った後、既設バルク貯槽を使用しない場合は、設備上、書類上の手続きを行う必要があります。

#### ① 特定設備検査合格証の返納

継続使用をしない判断をしたバルク貯槽や告示検査に不合格となったバルク貯槽をくず化した場合は、高圧ガス保安協会に特定設備検査合格証を返納する必要があります。

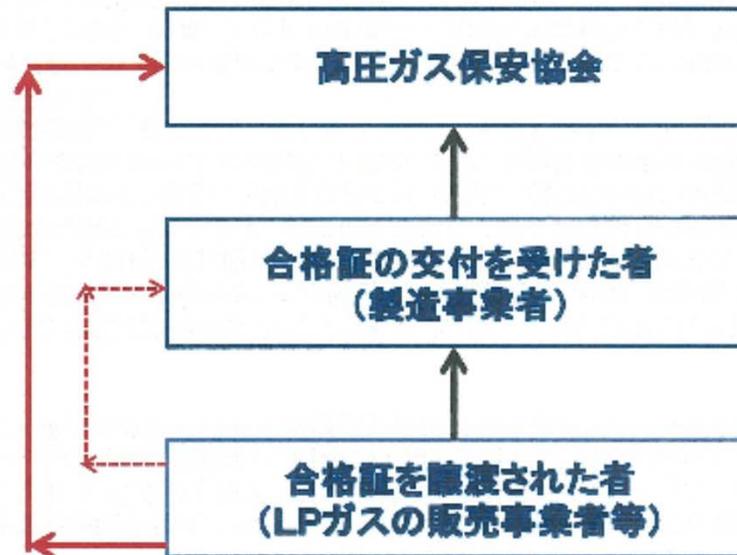
返納のフローは次のとおりです。

なお、告示検査に合格した場合は、検査を行ったものの名称や検査結果などを帳簿に記載して2年間保管する必要があります。

## 4. バルク貯槽告示検査対応

### 3. 合格証の返納フロー

案



返納方法1 → 合格証を譲渡された者 (LPガスの販売事業者等) が、高圧ガス保安協会へ合格証に合格証が適切に譲渡されたことを証する書類等を添えて返納する。同時に合格証を返納した者は製造事業者に返納した合格証の番号を通知する。

返納方法2 → 合格証を譲渡された者 (LPガスの販売事業者等) が合格証を合格証の交付を受けた者 (製造事業者) に送付。合格証の交付を受けた者 (製造事業者) の名前で合格証を高圧ガス保安協会に返納する (従来の方法)。

# 1. 容器へのラベル表示義務

## (4) 安衛法の主な改正点

項目	従来	現状（2016/6～）
安衛法での位置づけ	表示努力義務	表示義務 ※1
表示方法	容器にラベルを貼付する ※容器へのラベル貼付ではなく、作業場（容器置場）に表示をしているケースもあり	容器にラベルを貼付する
対象容器	主として一般消費者用向けを除く容器 （例）工業用の500kg 容器など	同左 ※2
表示内容	①名称 ②成分 ③人体に及ぼす作用 ④貯蔵又は取扱上の注意 ⑤危険・有害性を表す絵表示等	同左 （但し、②の成分は削除された）

※1 2016年6月1日の時点で表示の対象となる液化石油ガスを既に充填している容器に関しては、2017年5月31日までの1年間はラベルを貼付する必要はありません。

※2 日本LPガス団体協議会の技術基準S-労-003-2016「液化石油ガス容器へのラベル表示」をご参照ください。

## 2. リスクアセスメントの実施

---

### (1) 概要

③対象となる事業所は業種、事業場の規模にかかわらず、SDSの交付義務の対象物質を取り扱うすべての事業場が対象となります。液化石油ガスには、SDSの交付義務の対象であるブタンとペンタンが含まれており、**液化石油ガスを取り扱うすべての事業所がRAの実施対象事業所**となります。

#### (例)

- 容器充填所、オートガススタンドなどの製造事業所
- 食品加工工場、エアゾール工場などLPGを扱う事業所
- バルクローリによる供給、容器配送作業などを行う事業所